平成２７年（フ）第９５号
群馬県前橋市粕川町女渕1534番地８
債務者　山崎　　巧
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５５８３号
川崎市高津区下作延２丁目７―24　ＣＡＳＡＭＡＤＥＲＡ406号室、申立時の住所大阪市生野区林寺３丁目８番18号
債務者　別所　栄二
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８６号
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目10番４号205
債務者　上野　哲男
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石埜　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根820番地23
債務者　池間　里美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根820番地23
債務者　池間　豊
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市平良字西原1182番地６
債務者　宜保　春香
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第９０５号
大阪府四條畷市田原台１丁目15番17号　ルミエール105
債務者　濱田明美こと　朴　　明美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１８号
大阪市城東区今福西３丁目11番18号
債務者　鈴木　澄子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３４号
大阪市淀川区十三東１丁目12番27号　大淀マンション205号
債務者　矢野　　豊
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４１号
大阪市西成区天神ノ森１－３－10、住民票上の住所大阪市阿倍野区共立通１丁目１番12号
債務者　川野　直道
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０３号
大阪市東淀川区下新庄２丁目６番11号　金本工務店寮
債務者　實谷　和仁
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１１８号
大阪府寝屋川市平池町36番14号
債務者　光岡　範博
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２０号
大阪市鶴見区諸口４丁目14番36号　106
債務者　新井　秋弘
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１８６号
大阪市西区南堀江３丁目14番29―603号
債務者　篠原　　猛
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０８号
大阪市東淀川区淡路３丁目14番15―203号
債務者　加治　　茂
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３６９号
大阪市中央区日本橋２丁目８番５―502号
債務者　奥嶋　暁音（旧姓谷垣）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４０号
大阪市西成区聖天下２丁目２番16号
債務者　瀬川　育美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部